

# 保育所の入所受付



4月から新規または継続して入所を希望される方は、右の期日にお申込みください。当日都合の悪い方は、平成27年1月30日(金)までに役場保健福祉課福祉係へお申込みください。

## 【入所手続きに必要なもの】

- ▶保育所入所申込書
  - ▶稼働証明書
  - ▶預金口座振替依頼書
  - ▶印鑑
  - ▶平成26年度中の収入がわかるもの  
(源泉徴収票または確定申告書の写し)
- この3種類の用紙は、保健福祉課福祉係と各保育所に用意してありますので、事前にお受け取りください。

※今回、初めて保育所に入所される方については、入所される児童と一緒にお願いします。  
※年度途中に入所予定の方も今回申込みください。(来年4月以降に出産予定で入所を希望される方も含む)

## 【子ども子育て新制度について】

平成27年から「子ども子育て新制度」が始まることから、「保育の必要性に応じた支給認定」を受けていただく手続きも必要となります。保育料等と併せて詳細は現在検討中ですので、決まり次第お知らせいたします。

保育所名	受付日	時間	会場
町立荻伏保育所	1/14 (水)	15:30～17:30	荻伏保育所
夢の国保育園	1/15 (木)	15:00～17:15	夢の国幼稚園・保育園
町立東部保育所	1/20 (火)	15:30～17:30	東部保育所
くるみ保育所	1/21 (水)	13:30～15:00	保健福祉課
雛菊保育園	1/22 (木)	15:00～17:15	保健福祉課
町立東町保育所	1/23 (金)	15:30～17:45	東町保育所

※認定こども園の幼稚園部門(短時間コース)を希望の方は、直接、夢の国幼稚園に申し込んでください  
【夢の国幼稚園 ☎0146-22-3968】

## 12月1日から「児童扶養手当法」の一部が改正されます

これまで、公的年金を受給する方は児童扶養手当を受給できませんでしたが、平成26年12月以降は、年金額が児童扶養手当額より低い方は、その差額分の児童扶養手当を受給できるようになります。

受給するためには、役場保健福祉課への申請が必要です。詳しくは、下記の電話番号までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】役場保健福祉課 ☎26-9003

新規狩猟者育成確保促進事業・くくり罟導入奨励事業

## ハンター育成や くくり罟導入を 補助します

### 【新規狩猟者育成確保促進事業補助】

新たに狩猟免許(銃猟、罟猟など)を取得して、有害鳥獣駆除に取り組む方に対し、受験にかかる費用を助成します。

- ▶主な費用 試験申請手数料(収入証紙代)、予備講習料、医師診断費用

### 【くくり罟導入奨励事業補助】

罟猟免許を取得した方で、エゾシカの駆除捕獲のためにくくり罟を購入した費用の一部を助成します。

- ▶くくり罟購入代の50%を補助、年間10基まで(1基上限額 5,000円)

近年、エゾシカなどの野生鳥獣による農林業被害が深刻化しているなかで、これらを駆除するハンターの減少が懸念されておりますが、道内でも農業者自らが狩猟免許を取得して、くくり罟によるエゾシカ駆除に取り組む事例が増加しております。浦河町では次の助成を行っておりますので、お気軽にお問い合わせください。

### ○狩猟免許試験(日高振興局管内)

- 試験日時 平成27年2月1日(日) 9:00～17:00
- 会場 日高振興局(浦河町栄丘東通56号)
- 受付期間 平成26年12月16日(火)～平成27年1月16日(金)まで
- 申請窓口 日高振興局環境生活課自然環境係
- 留意事項 受験の申請にあたっては、医師の診断書が必要となります。また20歳未満の方は受験できません。
- 予備講習 受験される方のために、北海道猟友会による事前の予備講習を次のとおり開催します。  
▶平成27年1月25日(日) 浦河町総合文化会館  
※受講にあたっては、事前に申込みが必要です。

【お問い合わせ先】役場農林課鳥獣被害対策室 ☎26-9016